

11月は「児童虐待防止推進月間」です

見すごすな 幼い子どもの SOS

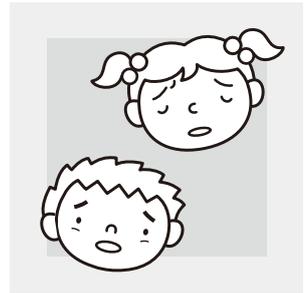
(平成22年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、子どもに関わる機関を含む幅広い市民の理解と関心がかかせません。

「おかし」「何か変だ」と気付いたら、児童家庭支援センターや児童委員※(主任児童委員)へお知らせください。関係機関と連携を取りながら対応します。

※児童委員は、民生委員です。

子育てに不安を感じたら・・・
ひとりで悩まず相談しましょう。



- ・子どもとうまくかかわれない
 - ・自分だけ子育てがうまくできない
 - ・子どもの行動が気に入らない
 - ・子どもといるとイライラする
- ”助けてくれる人がいない”
相談“は子育てを支援するきっかけづくりです

相談・お問い合わせ

市役所社会福祉課
児童家庭支援センター
☎63-5222
または各地域の児童委員

地域社会から児童虐待を
なくしましょう！

佐渡市民生委員児童委員協議会

飼い主としての ルールを 守りましょう!!

● 狂犬病予防法により生後91日以上
の飼い犬には、『犬の登録と毎年
1回の狂犬病予防注射』が義務付
けられています。

● 狂犬病予防注射(集合注射)を
受けられなかった方は、動物病
院等で注射を受けてください。

● 飼い犬のふんの放置行為は、『佐
渡市ポイ捨て等の防止に関する条
例』で禁止されています。
犬のふんが放置された場所周辺を
利用する多くの方々が迷惑しま
す。

● 飼い犬を散歩させるときは、ふ
んを回収するための用具を携帯
し、ふんを放置せず持ち帰る
ください。

● 犬の放し飼いは、『新潟県動物愛護
及び管理に関する条例』で禁止され
ています。
犬の放し飼いは、周辺の方々に恐怖
心や不安感を与え、危害を加える可
能性があり大変危険です。

● 飼い犬には、必ず引き綱をつけて
ください。

● ペットの遺骸も大切に扱いましょ
う。
ペットの遺骸をそのまま放置すると
周囲への迷惑となります。
ペットが亡くなった場合は、周辺環
境に配慮し、遺骸を適正に処置しま
しょう。

お問い合わせ

市役所環境対策課 環境対策係
☎63-3113

